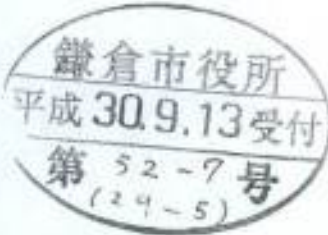


まちづくり条例に基づく報告書

平成 30 年 8 月 28 日

(あて先) 鎌倉市長



住所 東京都千代田区九段南一丁目3番1

報告者 氏名 一般社団法人徳洲会
理事長 鈴木隆夫

電話 03 (3262) 3133

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

次のとおり報告します。

該 当 条 文	☐ 第 2 5 条（大規模土地取引行為） ☒ 第 2 6 条（大規模開発事業） ☐ 第 3 6 条（中規模開発事業） ☐ 第 4 8 条（適用除外） ☐ そ の 他 （ ）
土地所有者	住所： 沖縄県島尻郡八重瀬町字外間80番地 氏名： 医療法人沖縄徳洲会 理事長 鈴木隆夫
土地の所在	鎌倉市 山崎字前田1195番4外4筆, 1202番1外10筆の各一部
面 積	7,003.61 m ²
報 告 内 容	別紙の通り

(注) 必要に応じて、事業区域案内図、公図の写し、土地の全部事項証明書、土地利用方針図、予定建築物の平面図、立面図（建築物の建築以外を目的とする場合は、造成計画断面図）を添付してください。

別紙

報告内容

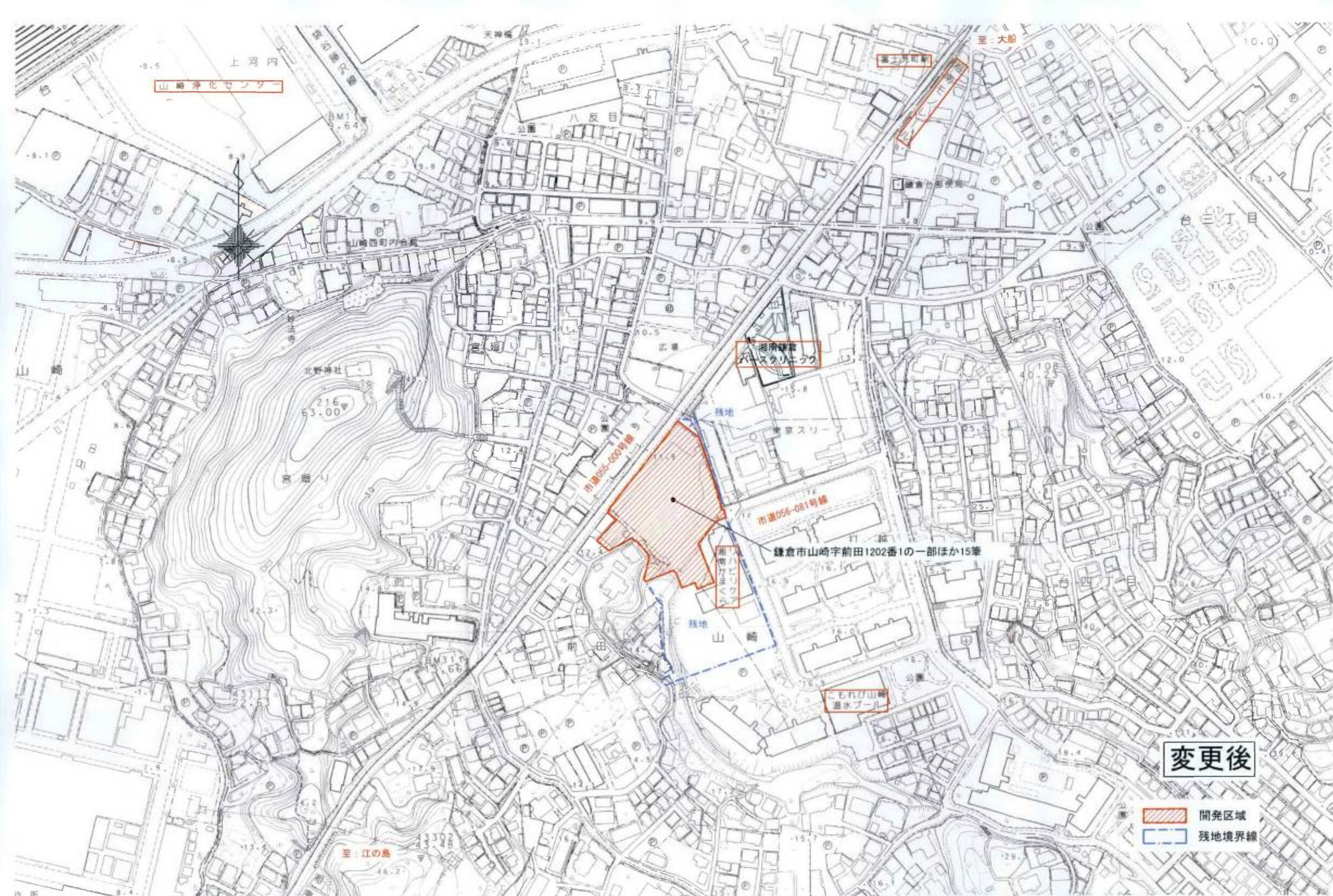
●報告理由

区域東側の既存擁壁上部が、残地となる隣地既存建物（医療法人沖縄徳洲会）のインフラルート（電気、電話）となっている。土地所有者である医療法人沖縄徳洲会より、現状のままインフラルートを利用したい旨要望があり、インフラ企業者（電気、電話会社）と協議したところ、土地所有者を変更しなければ（大学敷地は大学名義に変更が必要）継続的にインフラルートとして利用することが可能と回答をいただき、そのことについて鎌倉市と協議を行った結果、当該地を開発事業区域及び、建築敷地より除外するよう指導されたため。

●変更内容

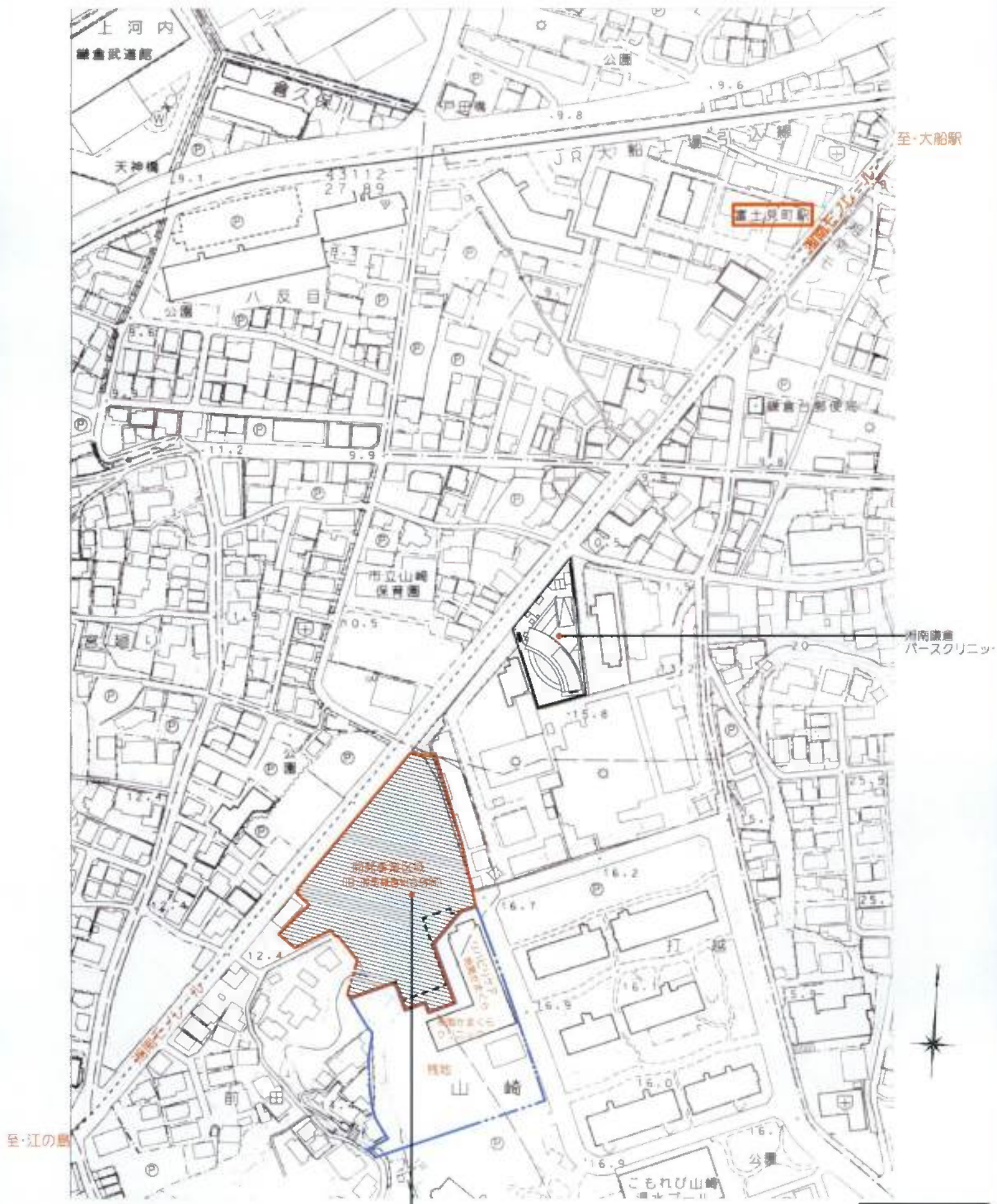
開発事業区域の縮小変更

変更前 7244.56 m² 変更後 7003.61 m²



変更後

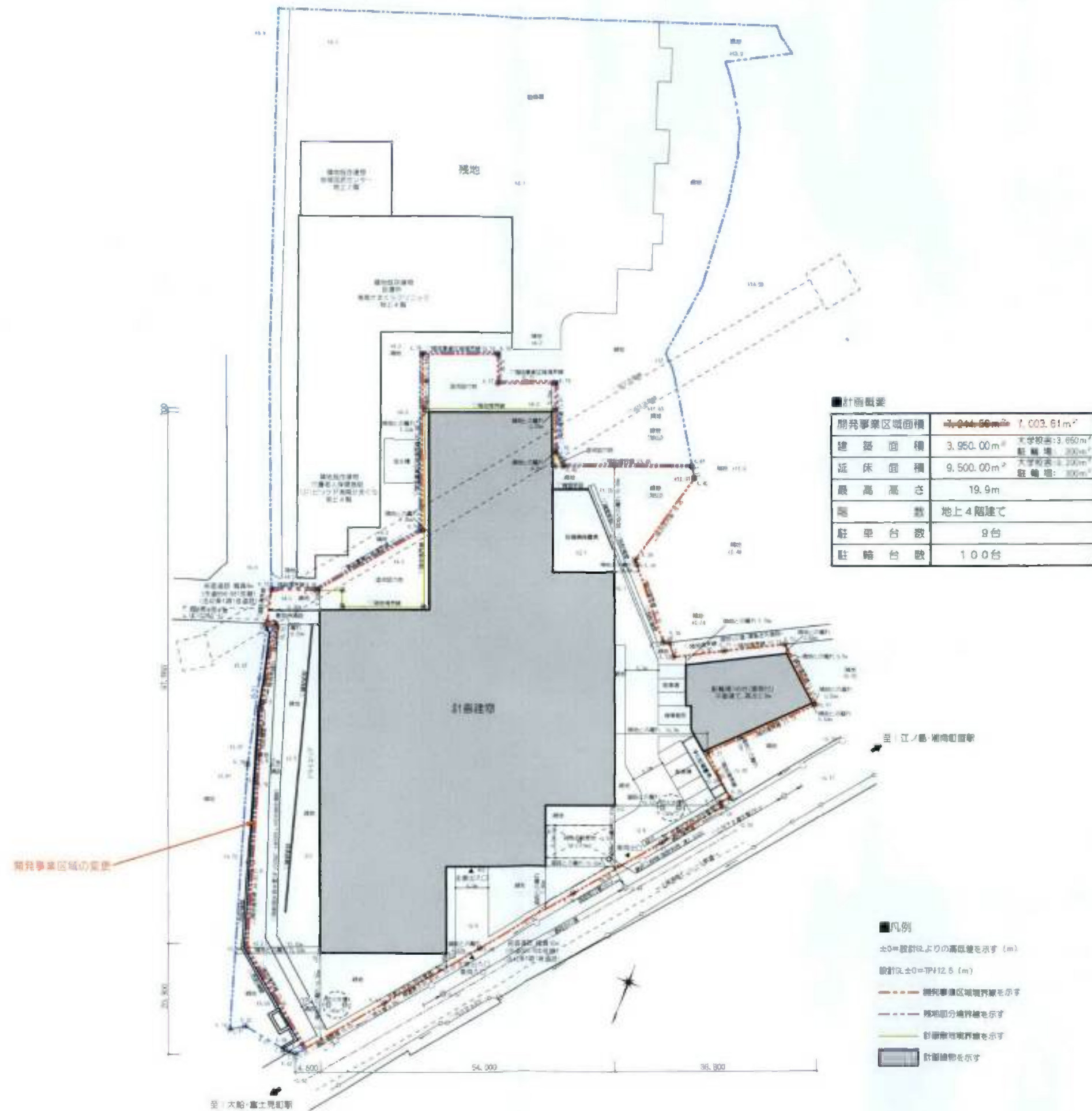
- 開発区域
- 残地境界線



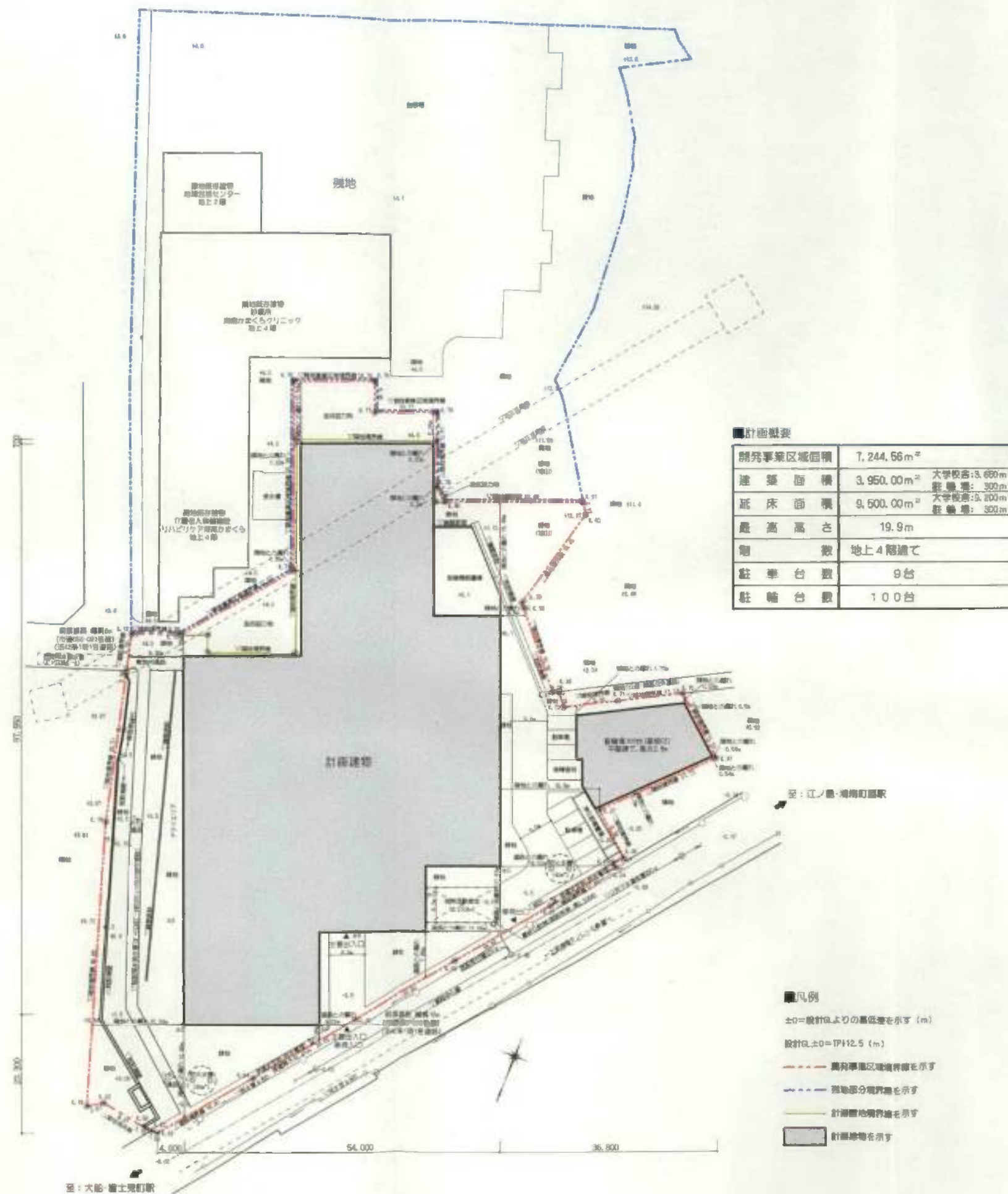
- 開発事業区域境界線
- 残地部分境界線

計画地: 神奈川県鎌倉市山崎1202-1(旧住居表示)
神奈川県鎌倉市山崎字前田1202番1(外)(地名地番)

変更前



変更後



変更前